

鶴居村観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、鶴居村観光協会と称し、事務局を鶴居村役場産業課に置く。

(目的)

第2条 本会は鶴居村における観光産業の振興発展を図り、郷土文化の向上と経済の繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査開発保存
- (2) 交通路線の整備促進
- (3) 観光施設の整備促進
- (4) 観光宣伝紹介及び観光客の誘致
- (5) 宿泊施設の改善指導
- (6) 土産品の研究指導及び販売の斡旋
- (7) その他目的のため必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は村内に在住し、趣旨に賛同する個人及び団体とする。

(特別会員)

第5条 本会に特別会員を置くことが出来る。

- 2 特別会員は村外に居住する個人及び団体で、本会の趣旨に賛同するものとする。

(会員の入会及び退会)

第6条 本会に入会し会員になろうとする者は別記第1号様式の「入会申込書」を会長宛提出しなければならない。

- 2 本会を退会しようとする者は別記第2号様式の「退会届」に退会の理由を付して会長宛提出しなければならない。
- 3 会長は「入会申込書」及び「退会届」を受理した時は、ただちに直近の定期又は臨時総会においてこの旨を報告し、承認を受けなければならない。

第3章 人 事

(役員)

第7条 本会の役員は次のとおりとし、総会において選任する。

- | | |
|---------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 理 事 | 若干名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |

(役員任期)

第8条 役員任期は2ヶ年とする。但し再任を妨げない。

2 前項の役員中補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員はその任期が満了の場合でも後任者が就任するまでその業務を行う。

(役員職務)

第9条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その会務を代理する。

3 理事は会長、副会長を補佐し、会務を掌理する。

4 監事は会計を監査する。

(顧問、参与)

第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は役員会の議決を経て、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は総会及び役員会とする。

2 定期総会は年1回、年度初めに開催し、臨時総会は会長が認めたとき開催する。

3 役員会は必要に応じて開催する。

4 総会及び役員会は会長が招集し、総会の議長は会員の中より選出し、役員会の議長は会長がこれにあたる。

5 会議は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決める。

(定期総会の審議事項)

第12条 本会の定期総会では、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要な事項

第5章 事務局

(事務局職員)

第13条 本会の事務を処理するため事務局を設け、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 書記 若干名

第14条 本会の職員は会長が任免する。

- 2 事務局長は会長の命を受け会務を処理し、書記は事務局長の命により事務に従事する。

第6章 会計及び会費

(会計及び会費)

第15条 本会の経費は会費、寄附金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第16条 本会の会費を次のとおりとする。

- (1) 1口の金額を1,000円とする。
- (2) 会費の口数に制限はしない。

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終る。

第7章 その他

(委任)

第18条 本会則に定めのない事項については、会長に委任する。

附 則

本会則は、昭和62年12月16日から施行する。ただし、昭和62年度は、昭和62年12月16日より昭和63年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成14年6月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

本会則は、平成17年6月13日から施行し、平成17年4月1日から適用する。